破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第１９号

新潟市東区一日市1818番地
債務者　笠原　弘二
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雄亮
4　破産債権の届出期間　平成28年４月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月17日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号

神戸市東灘区住吉台２番12―1407号
債務者　ニ・ズリこと　松山　一隆
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　晃子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９８０号

神戸市北区柏尾台１番地
債務者　野口　正雄
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮本　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４号

山口県長門市日置上6067番地２
債務者　竹田　　徹
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷　義明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月18日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２７年（フ）第３４７号

北九州市若松区大字蟹住856番地33　市営住宅３棟206号、住民票上の住所北九州市若松区花野路１丁目12番13号
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１２号

北海道北見市美山町南６丁目28番地10、前住所北海道北見市幸町１丁目２番６号
債務者　鈴木　文人（旧姓小野寺）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２８３号

大阪府吹田市竹見台３丁目２番Ｃ43―205号
債務者　新田　章二
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒田　拓志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７９号

神戸市東灘区深江北町１丁目５番１―402号
債務者　太田喜久子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿間　健児
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第５１号

仙台市若林区蒲町字東35番地の２　マジェスティ蒲町―302
債務者　小野　智志
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高田　英典
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月12日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第９８８号

神戸市長田区戸崎通２丁目３番４号
債務者　岡田　雄介
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　判治　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５８０号

広島市中区住吉町14番４―404号
債務者　三宅　大地
1　決定年月日時　平成28年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新名内沙織
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１号

福岡県八女市平田593番地
債務者　牛島　敏弘（旧姓郷田）
1　決定年月日時　平成28年２月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　　文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月20日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１０号

北九州市門司区清見３丁目２番１―312号
債務者　小田　純生
1　決定年月日時　平成28年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松尾　達也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年４月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年４月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第３４５号

北海道瀬棚郡今金町字田代457番地の58
債務者　麓　　幹宏
1　決定年月日時　平成28年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月29日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第６５８号

埼玉県所沢市中富南３丁目６番地の１　サンビレッジ中富南Ｃ―101、前住所埼玉県新座市畑中１丁目８番30―803号
債務者　木島　正人
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６５９号

埼玉県所沢市中富南３丁目６番地の１　サンビレッジ中富南Ｃ―101、前住所埼玉県新座市畑中１丁目８番30―803号
債務者　木島　　忍
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月31日まで
さいたま地方裁判所川越支部